

平成二十年六月二十四日受領  
答弁第五四三号

内閣衆質一六九第五四三号

平成二十年六月二十四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する第三回質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する第三回質問に対する  
答弁書

一、三及び四について

御指摘の現地職員は、平成二十年五月十九日に在ロシア日本国大使館総務部あてに同大使館との間の契約を終了させることを内容とする文書を提出し、先の答弁書（平成二十年六月十三日内閣衆質一六九第四七四号）二、三及び六についてでお答えしたとおり、同月二十三日、御指摘のような文書をロシアにおける一部報道機関に送付した。当該文書が一部報道機関に送付されたことを同大使館が承知したのは、同日である。お尋ねの事案については、関係者の間で主張が一致しない部分もあることから、御指摘の「訴え」に係る事実関係及び同大使館における対応等も含め、現在、在ロシア日本国大使館等において調査を行っているところであり、調査の公正かつ円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがあることから、お尋ねについて現時点でお答えすることは差し控えたい。

二及び五について

御指摘の「男性職員」は、平成二十年六月十六日現在、御指摘の大使館に勤務している。お尋ねの事案

については、一、三及び四についてでお答えしたとおり、現在、在ロシア日本国大使館等において調査を行っているところであり、現時点において、当該職員について何らかの処分が行われたという事実はない。外務省として、お尋ねの事案について、速やかに事実関係の確定に努めたい。

六について

先の答弁書（平成二十年六月十三日内閣衆質一六九第四七四号）十についてでお答えしたとおりである。

七について

御指摘のようなことを行っている事実はない。

八及び九について

外務省において把握している範囲では、御指摘の事実はない。